

## 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 及び指定短期入所運営規程

この運営規程において、社会福祉法人妙心福社会が開設する特別養護老人ホームブナの里（以下「事業所」という。）において行う指定短期入所生活介護の事業・指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

- 第1条 要介護者に対し、適正な指定短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）を提供することを目的とする。
- 2 要支援者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所生活介護」という。）を提供することを目的とする。
- 3 障害者に対し、適正な指定短期入所（以下「短期入所」という。）を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 短期入所生活介護の運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
  - (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。
  - (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 2 介護予防短期入所生活介護の運営の方針は次のとおりとする。
- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
  - (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所生活介護の提供に努めるものとする。
  - (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密

接な連携に努めるものとする。

3 指定短期入所の運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行い、障害者の福祉の増進を図るものとする。
- (2) 事業所は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

#### (事業の一体的運営)

第3条 事業は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

#### (事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ショートステイブナの里
- (2) 事業所の所在地 妙高市大字西田屋新田 247 番地

#### (利用定員、ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は、20人とする。

- 2 居室は、全室個室とし、定員を1人とする。
- 3 事業所のユニットの数及びユニットごとの利用者の定員は、次のとおりとする。
  - (1) ユニット数 2ユニット
  - (2) ユニットごとの利用者の定員 10人
  - (3) 障害者の短期入所定員は、老人介護利用者空床利用により3人とする。

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）  
職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上（嘱託、本体の特別養護老人ホームと兼務）  
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導

を行う。

- (3) 生活相談員 1人以上（常勤）

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (4) 看護職員 1人以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

- (5) 介護職員 6人以上（常勤6人）

利用者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1人以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

### （事業の内容）

第7条 短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。
- (2) 短期入所生活介護は、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 職員は、短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 事業所は、短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の

行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (5) 事業所は、自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 2 介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービス提供に当たっては次の点に留意するものとする。
    - (1) 介護予防短期入所生活介護は利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
    - (2) 介護予防短期入所生活介護は主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
    - (3) 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
    - (4) 職員は、介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。
    - (5) 事業所は、介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
    - (6) 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
  - 3 短期入所の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。
    - (1) 短期入所は、利用者の障害区分状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。

- (2) 短期入所は、相談支援専門員等と連携をとること等により利用者の障害状況を把握し、これらを踏まえ、また、具体的なサービスの内容を記載した短期入所計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 職員は、短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 事業所は、短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業所は、自らその提供する短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### (通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、妙高市、上越市中郷区・板倉区・清里区・高田地区とする。

#### (利用料その他の費用の額)

第9条 事業の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

1日当たり 1,500円

ただし、朝食420円、昼食550円、夕食530円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。

(2) 滞在に要する費用

介護保険利用者は、ユニット型個室1日当たり2,500円とし、障害者枠の利用者は、光熱水費実費相当額として、1日当たり300円とする。

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(4) 送迎に要する費用

通常の送迎の実施地域を超える場合 片道1km当たり：20円

(5) 理美容代

ア 理容 1回当たり カット : 2,000円

カット・シャンプー : 2,500円

	カット・顔剃り	: 2, 700円
	カット・シャンプー・顔剃り	: 3, 000円
	丸刈り	: 1, 800円
イ 美容 1回当たり	カット	: 2, 500円
	カラー	: 3, 500円
	カット・シャンプー・カラー	: 5, 500円
	カット・シャンプー・パーマ	: 6, 000円

(6) レクリエーション・行事代実費

(7) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護で提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

電気あんか 1日当たり 20円

電気毛布 1日当たり 20円

その他電化製品1点につき 1日当たり 20円

その他の日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用 実費

3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4) 利用者が外出をしようとするときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) 利用者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6) 利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

### **(緊急時等の対応)**

第11条 職員は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

### **(非常災害対策)**

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期するものとする。
- 3 自立困難者については、当法人災害対応マニュアルに基づき各ユニットに名簿を備え付け、該当する居室出入口に誰でも把握できる目印を付けた対応とする。

### **(衛生管理等)**

第13条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、職員に対し、感染の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

### **(秘密の保持)**

第14条 職員は、適正な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 事業所は、職員であった者が、適正な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

### **(苦情等への対応)**

- 第15条 事業所は、事業に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
  - 3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
  - 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

### **(地域との連携)**

- 第16条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

### **(事故発生時の対応)**

- 第17条 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
  - 3 事業所は、事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

### **(虐待の防止のための措置)**

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
  - (2) 成年後見制度の利用支援
  - (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - (4) 苦情解決体制の整備
- 2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 3 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

#### (職員の研修)

- 第19条 事業所は、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に事業を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。
- 2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
  - (2) 継続研修 年1回以上実施
- 3 事業所は、介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

#### (業務継続計画の策定)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 附則

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

この運営規程は、平成28年9月7日から施行する。

#### 附則

この運営規程は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附則

この運営規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附則

この運営規程は、令和5年11月1日から施行する。